

平成29年度 第3回岐阜市障害者総合支援協議会 議事要旨

平成29年11月20日（月）

15:30～17:00

岐阜市役所4-1会議室

今回の協議会は、障害者総合支援法第88条第8項において、市町村は障害福祉計画を定める、もしくは変更しようとする場合は、障害者総合支援協議会の意見をきくよう努めることとなっているため、あわせて策定する障害者計画とともに意見をうかがうものである。

1. 第4次岐阜市障害者計画（原案）について説明（事務局）

2. 質疑応答等

（誰もが自立してともに暮らすまちづくり推進ロードマップ）

- ・平成35年度指標「理解や配慮がありよかったと感じたことのある人の割合：30%以上」に対して、平成32年度も同じ目標数値となっていることについて説明してもらいたい。

→この計画では、目標の達成はさることながら、指標の値がどのような取組等の成果で向上したのかをはかって、次に生かしていきたいという考え方を持っている。そのためロードマップに中間値を設けたところであるが、目標値が例え同じであっても、施策の推進に影響が生じるものではないと考えている。

（「施策11 在宅を中心としたサービスの充実」、「施策12 重度化・高齢化等への対策」について）

- ・「人材の育成と確保」についての考え方を示してもらいたい。

→福祉全体の課題ととらえている。国や県と連携を図りながら、検討していく必要があると考えている。

（「施策18 一般就労の促進」について）

- ・雇用機会の拡大に向けて、障がい者雇用を推進している企業を入札の際に優遇するなどの制度はないか。

→既に実施しているが、障がい者雇用をより推進していくため、今後企業に対し障がいについての理解等を啓発するための事業も検討している。

3. 第5期岐阜市障害福祉計画・第1次岐阜市障害児福祉計画（原案）について説明（事務局）

4. 質疑応答等

（施設入所者の地域生活への移行について）

- ・国の基本指針より市の目標値が低いことについて説明してもらいたい。
- 岐阜市では、これまで施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行ってきている。障がい者団体等からも、引き続き、このような考え方で支援して欲しいとの強い意向があるため、近年の実態に即して、目標値を設定した。なお、県の目標値はゼロになる見込みと聞いている。

（広域的な支援事業（精神障害者地域生活支援広域調整等事業）について）

- ・新規事業とあるがどのような事業か。
- 都道府県と保健所設置市が行う事業であるが、精神障がいのある方が日常生活や社会生活を送るために必要な広域調整等を行うものであり、今後必要があれば対応するというものである。

（自立生活援助について）

- ・自立生活援助の対象等を国が示すようであるが、市が独自に対象等の枠を広げることができるのか。
- 障害福祉サービスの一つとして実施するものであり、市で独自に対象等の枠を広げるとは想定していない。

（就労定着支援について）

- ・一般就労で所得が増えれば、利用者負担が発生する可能性があるが、利用者負担を支払いながら利用する人がいると見込んでいるのか。
- これから省令等が示され、仕組みが明らかになっていく。同様の事業を障がい者就業・生活支援センター事業で実施しており、これを参考に国の基本指針は考えているようであり、市でも同様に利用を見込んでいる。

